

# 給料も人も削られた！暮らしも大変！

## 仕事は増えている 勧告追従でなく労使交渉で改善を

### 給与勧告のポイント

給料と地域手当で、0.36%の賃上げ(4月に遡及し、配分は後で述べるとおり)、勤勉手当を0.1カ月増(今年は12月で増)、地域手当引上げ地域は来年4月で指定の率まで増して完成

## 「落とし穴」排除し、制度の安定・公正確保を 地域手当を全県10%以上へ、現給保障にもベアを

■市町村職員給与費と歳出や職員1人当たり人口比較

平成	職員給与費		歳出決算 百万円	給与費 の比率	職員数 人	職員1人 当り人口
	金額 百万円	推移				
12	333,907	100.0	1,937,592	17.2	56,643	121.8
17	317,712	95.1	1,911,738	16.6	55,360	126.8
22	274,855	82.3	2,134,439	12.9	51,682	138.2
25	250,801	75.1	2,245,707	11.2	49,955	145.9

平成12年の分権改革の流れで、地方への事務や権限移譲が進みました。しかし、財政と人事・給与では国の統制が強化されました。とくに財政は、三位一体改革で国から地方への財源が削られ、交付税制度も誘導的になり、そのツケを人件費で補われてきました。

上表は埼玉県内市町村の総計です。平成12年以降の職員給与費は25%も削減、歳出に対する比率も11%へ、職員数も削られ、受持人口は約2割増です。したがって、客観的にこれ以上の給与、人員削減に道理はないと考えますが...

労働基本権は奪の代償として、官民較差を

とくに、地域手当がゼロや据え置き地域は、官民較差のうち地域手当引上げ分79%が丸ごと改定に反映されません。

この影響は大です。来春も組合は、官も民も賃上げに頑張ります。しかし、それが霞ヶ関の地域手

今年の人事院勧告は、引上げ勧告とは言え2つの「落とし穴」があります。官民の給与を比較した較差である1469円(0.36%)の引上げを勧告していますが、給料の引上げ原資となすのは、わずか280円(19%)で、79%分の156円が地域手当の引上げに勧告されているわけでは

ないのに、地域手当の支給地ごとに給与改定を行う仕組みになっ

てしまいます。とくに、地域手当がゼロや据え置き地域は、官民較差のうち地域手当引上げ分79%が丸ごと改定に反映されません。

2つ目の「落とし穴」も地域手当がらみです。勧告では、来年4月に地域手当の見直しを完成させるとして

差相当の引上げが必要ですが、現給保障者にも官民較差を合わせた改定を労使交渉で

見直し実施自治体も再修正を

総合見直しによる給料の引下げ率、地域手当の引上げ率、職務の級や年齢で職員ごとに格差も出ています。下表のとおり退職金も含めると、重大注意です。

退職金は、総合見直しで給料が下げられたのですから、退職時の給料(現給保障額ではない)に勤続年数別の「率」を乗じれば支給基本額も下がってしまいます。そこで、役職等別に加算される「調整額」が引き上げられました。

しかし、給料の引下げ率によっては補填できずに、大きな不利益が出ます。左表は、K市の実際の退職者で試算したものです。あまりの冷酷さに驚きます。

3月末以降、今の若者層も該当することを見逃さないでください。そこで、もう一度、給料表「再修正」を秋の交渉でとりくみましょう。

ただし、この現象は来年3月末以降、今の若者層も該当することを見逃さないでください。そこで、もう一度、給料表「再修正」を秋の交渉でとりくみましょう。

総合見直しの率によっては異常な不利益が出る

自治体名	勤続年	級	改定率	退職金減額円
K市	38	5	△7.23	△1,093,812
同	37	5	△6.91	△1,009,908

※改定率は総合見直しによる給料の引下げ率

自治労連

# 埼玉の仲間

編集・発行  
自治労連  
埼玉県本部

さいたま市  
浦和区岸町  
7-12-8  
TEL  
048-866-0661  
FAX  
048-866-1186

■表2 官民較差の給料への配分

年度	官民較差		給料への配分	
	率%	額円	額円	率%
2	3.67	10,728	10,069	93.9
3	3.71	11,806	10,267	87.0
4	2.87	9,072	7,920	87.3
5	1.92	6,286	5,538	88.1
6	1.18	3,975	3,490	87.8
7	0.90	3,097	2,786	90.0
8	0.95	3,336	2,980	89.3
9	1.02	3,632	3,075	84.7
10	0.76	2,785	2,247	80.7
11	0.28	1,054	979	92.9
12	0.12	447		改定なし
13	0.08	313		改定なし
14	△2.03	△7,770	△6,427	82.7
15	△1.07	△4,054	△3,459	85.3
16	0.01	39		改定なし
17	△0.36	△1,389	△1,057	76.1
18	0.00	18		改定なし
19	0.35	1,352	387	28.6
20	0.04	136		改定なし
21	△0.22	△863	△596	69.1
22	△0.19	△757	△637	84.1
23	△0.23	△899	△816	90.8
24	△0.07	△273		改定なし
25	0.02	76		改定なし
26	0.27	1,090	988	90.6
27	0.36	1,469	280	19.1

# この歌、知ってるよね!

教科書は現代史をやる前に時間切れ、そこが一番知りたいのに、何でそうっちゃうの? ~希望の苗を植えていこうよ、地上に愛を育てようよ~

---サザンオールスターズ『ピースとハイライト』

## 近・現代史から平和を考えてみませんか

五族協和・王道楽土・大東亜共栄圏

日清戦争(1894)、日露戦争(1904)、韓国併合(1910)、第一次世界大戦(1914)、治安維持法制定(1925)、山東出兵(1927)、3月クーデター未遂事件(1931)、満州事変(1931)、10月クーデター未遂事件(1931)、第一次上海事変(1932)、5・15事件=犬養首相射殺(1932)、国際連盟脱退(1933)、2・26事件=閣僚射殺(1936)、日中戦争(1937)、国家総動員法(1938)、太平洋戦争(1941)

百年の歴史の前半30数年は、貧困・自由弾圧・戦争の時代でした。国民も地方も、天皇と中央政府の命令に従うだけで、地方自治はありませんでした。満州事変が深刻化する前には、軍部の3月事件、10月事件などのクーデター未遂がありましたが、軍官僚の誰も処分されませんでした。そして、5・15事件となって政府は軍部に従属し、2・26事件では処分者を出したとはいえ、その後は軍部が政党政治まで解体し、戦勝!世論を背景に、戦争批判を出来ない、翼賛体制に入っていました。

日本国憲法制定(1946)

### 憲法9条 = 戦争放棄

新憲法は、国民主権、平和主義、基本的人権保障、民主主義、地方自治を基本理念として各章に定め、それぞれが関与しあって実現する構造になる。

日米安保優先・専守防衛の自衛隊

朝鮮戦争協力(1950)、自衛隊発足(1954)、ベトナム後方支援(1960年代)、湾岸戦争(1991)、P.K.O協力(1992)、アフガン・イラク戦争後方支援(2001~)、有事法制・国民保護法(2003)

核廃絶ストックホルムアピール(1950)、沖縄返還運動(1954)、原水爆禁止世界大会(1955)、砂川基地闘争(1955)、日米新安保反対運動(1960)、ベトナム反戦運動(1965)、非核三原則国会決議(1971)、長沼ナイキ訴訟(1973)、基地・地位協定見直し沖縄県民投票(1996)、憲法9条の会(2004)、イラク派兵違憲判決(2008)、湾岸・アフガン・イラク派兵反対運動、有事法制反対運動

戦後は憲法9条の擁護、平和宣言、基地撤去、核兵器廃絶の運動が広がりました。戦争は殺し!殺しあう!ので、憎しみの増幅は動き出したら止められません。そうならない、そうしない政治の実現も、暮らしを守る労働組合の役割として運動してきました。

### そして今! 積極的平和主義?

(海外に積極的に出かけて戦争できる体制)

秘密保護法(2013)、国家安全保障会議設置(2014)、武器輸出3原則変更(2014)、平和安全保障法制を国会へ(2015) ????

歴史に触れよう!  
8・30国会包囲行動(14時~)  
9・4大宮駅1万人集会(18時~)  
詳細は役員に!

安保法制の強行は憲法第8章を定めた憲法構造からも違憲ではないでしょうか。地方と安保法制の関わりは何ら明らかにはされていません。安倍首相には、安保法制は国の専管事項だから、決めたことに従えという発想しかないのでしょうか。それは上図の前半時代の発想です。

11本もの法律の新・改定が短時間の予定で、かつ政府の曖昧な答弁のまま審議が行なわれています。法案が成立すれば、自衛隊は日本への攻撃に対処する個別的自衛だけでなく、世界のどこでも、米・豪軍や他国軍と一体行動ができ、集団「自衛」体制に入れます。後方支援の名のもとに弾薬・燃料・装備等の兵站も戦闘地域で出ます。そうなる、いつ反撃を受けてもおかしくない国と国民になってしまいます。

## 地方自治も危ない!

11法律の中には「特定公施設利用法改正案」(武力攻撃事態等における特定公施設等の利用に関する規定を米軍以外の軍隊にも拡大する改正「政府説明」など、自治体や指定公共機関を拘束する法改正が多数含まれています。「公用令書」で土地・建物、病院、職員が自由に使える。従来から個別的自衛のために、国は都道府県に建物・物資の使用・収用等を要請

し、都道府県は「公用令書」という命令書を出せば市町村も指定公共機関(民間病院、運輸・エネルギー企業等)も拒否できない仕組みがつくられていました。拒否すれば処罰。拒否しても国が代行できました。しかし、「公用令書」を出すための事態・理由が根本から変わるので、当然にも国会審議の対象にするべきです。もちろん、地方6団体などの意見聴取も必要です。自治体職員、指定公共機関労働者の主張

も尊重されるべきです。ところが、高知市での公聴会が高知自治労連の委員長と県知事が意見表明したにすぎず、審議不足・聴取不足

## 憲法第8章に地方自治を定めた歴史と構造からも審議不十分 廃案へ

憲法に「地方自治」が、なぜ「8章」という章を設けてまで定められたのか? 平和国家や民主主義を育

いずれにしても、地方行政組織が戦争遂行の末端組織として住民の命・暮らし・権利侵害の推進役を果たしてしまつたことへの反省から、国の政策への対抗の権利を保障するものとして地方自治が明記されました。防衛も国の専管ではない。防衛は国民(住民)の安全のためであり、そうだとすれば決して国の専管事項ではありません。300を超える地方議会や首長が、反対、説明責任要求や慎重審議を求めているなかで、